

**保健休養地内開発事業**

長野県企業局及び富士見町開発公社が開発した地区（八ヶ岳地区、青木の森地区、池の十地区）及び長野県営林局が開発したふれあいの郷地区における建築物その他の工作物の建築又は増改築で次の基準に該当する行為

- 高さ9 m以上又は延べ面積500 m<sup>2</sup>以上の建築物
- 営利を目的とした建築物
- 2千m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更

主要幹線道路添に建てる屋外広告物

**工場開発事業**

営業のため物品の製造若しくは加工又は印刷に使用する場所であつて、2千m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更  
高さ2 mを超える切土、盛土を伴う土地の形質変更



**観光開発事業**

営業のための施設、宿泊レジャー施設等の開発を行う行為

**その他開発事業**

2千m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更及び高さ2 mを超える切土、盛土を伴う土地の形質変更

宅地分譲及び宅地開発のために新設する進入路（車道）であつて、その延長が30 m以上（類似施設も含む）

特定事業（類似事業も含む）のうち、環境保全上特に必要と認められた事業

温泉ボーリング、鉄塔、ダム建設、その他環境保全上特に必要と認められた事業

**事前協議が必要な場合**

3千m<sup>2</sup>以上の一団の土地について開発しようとする事業者は、事前に町長との協議が必要となります。

**届出が必要な場合**

2千m<sup>2</sup>未満かつ10戸未満の販売又は賃貸を目的とした宅地造成を行う場合や賃貸住宅の建設を目的とした宅地造成を行う場合は、届出をして町長の承認を得なければなりません。

# 豊かな自然と住み よい環境を次世代へ

**井戸掘削（地下水の採取）を行う場合**：井戸を掘りたいけれど、許可が必要なの？

**許可が必要な場合**

町内で深さ10 m以上、及び吐出口径13 mmを超えるものに該当する井戸を掘ろうとする場合は町長の許可が必要となります。

**届出が必要な場合**

深さ10 m未満の井戸を掘削する場合は、町長に届出が必要となります。

**協議が必要な場合**

地質調査や工事のためのボーリング等を行う場合は、あらかじめ町長との協議が必要となります。

**富士見町環境保全審議会**…  
開発事業や井戸掘削の許可はどうやって決めているの？

環境保全に関する基本的な事項を審議するため町長の諮問機関として富士見町環境保全審議会があります。現在審議会委員は10名あり、申請された開発事業や井戸掘削について現地踏査を行い、その内容について審議します。

**【お問い合わせ】**

建設課都市計画係

☎62・9217  
(有)9217

**特定事業を行う場合**…  
特定事業ってなに？

特定事業とは大気汚染、光水質汚濁、騒音及び悪臭等の原因となる恐れのある事業で次に該当するものです。

汚水又は廃液にかかる事業  
騒音振動にかかる事業  
悪臭にかかる事業

ばい煙にかかる事業

粉じんにかかる事業

**特定事業を行なう場合はどうすればいいの？**

**届出が必要な場合**

特定事業を行う場合は、届出をして、環境保全のために適当な措置がとられていることの確認を受けなければなりません。

確認は、届出があつた日から原則として60日以内に行います。

**【お問い合わせ】**

建設課生活環境係

☎62・9114  
(有)9114

